

教育委員会 10 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会10月定例会
開催日 令和2年10月26日（月）午後1時30分～午後2時6分
開催場所 議会棟5階 第2委員会室
出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長、川原教育政策総務課長、中村学務課長、山口教育指導課長、山口文化スポーツ室課長、良中央図書館課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会10月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が6件、議決事項が2件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、以上でございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第34号、報告第35号、報告第36号及び第37号に関する資料を配付させていただいております。当資料につきましては、個人情報に含まれた資料でございますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りください。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ「9月・10月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

9月・10月の一般事務報告をいたします。

まず、10月6日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、10月13日に予算決算常任委員会（後期全体会）が開催されました。

次に、10月19日に教育委員懇話会を開催し、本日、教育委員会10月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

9月11日から10月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で2件ございました。1件目は、第31回秋季GG大会兼第4回明倫社杯GG大会、2件目は、かわのまちフェスタ2020 第15回フットサルねや川JC杯でございます。いずれも継続でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

9月・10月の一般事務報告をいたします。

小中学校の運動会、体育大会につきましては、9月末から10月にかけて順次開催いたしました。今年度につきましては、以前も御連絡させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者は子供、保護者、教職員のみとし、来賓、地域の方々への参加御案内を控えさせていただき、規模を縮小した形での実施といたしました。学年ごとの分散開催とし、例年より時間を短くしたり、応援も声援ではなく拍手での応援としたりするなど、各学校とも配慮した形での開催となりました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、中村課長。

○中村学務課長

10月の一般事務報告をいたします。

10月20日に寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会の第1回目を開催させていただきました。まず、最初に教育長から審議会委員への委嘱状及び任命状を交付いただいた後、審議会委員の互選により委員長・副委員長の選出をしていただきました。その後、寝屋川市立幼稚園・保育所現状と課題について御審議いただきました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようでございますので、次に、2ページになります。「10月・11月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から何かございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

10月・11月の行事計画を報告いたします。

11月16日に教育委員懇話会、11月30日に教育委員会11月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「10月・11月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第34号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第34号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めます。

内容につきましては、4ページを御覧ください。

本職員は青少年課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年10月4日から令和3年3月31日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第34号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第35号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第35号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、6ページを御覧ください。

本職員は中学校に勤務する教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年10月9日から令和2年11月8日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第35号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、7ページでございます。

報告第36号「職員の復職について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第36号、職員の復職につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきまして、8ページを御覧ください。

本職員は、中学校に勤務する教育政策総務課の職員で、令和2年11月8日まで休職発令を行っておりましたが、このたび復職可能との診断書が提出され、令和2年10月19日から復職の発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第36号「職員の復職について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、9ページでございます。

報告第37号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第37号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、10ページを御覧ください。

本職員は、中学校に勤務する教育政務総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年10月19日から令和3年4月18日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第37号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、11ページでございます。

報告第38号「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、中村課長。

○中村学務課長

ただ今御上程いただきました報告第38号、寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会委員の委嘱及び任命につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書12ページを御覧ください。

1、委嘱及び任命委員数につきましては、記載のとおりでございます。

2、委嘱及び任命委員名につきましては、第1号、公募による市民としまして青木智子氏、名畑純子氏を、第2号、学識経験を有する者として竹内和雄氏、日浦直美氏を、第3号、寝屋川市民生委員児童委員として乾光江氏を、第4号、寝屋川市立小学校長として有山陽子氏を、第5号、寝屋川市私立幼稚園協議会会員として池峯亮氏を、第6号、寝屋川市幼稚園長として九條桂子氏を、第7号、寝屋川市民間保育所協議会会員として田中啓昭氏を、第8号、寝屋川市立保育所長として新宮由紀氏を寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則に基づき、委嘱及び任命させていただいたものでございます。

なお、委員長につきましては、日浦直美氏を、副委員長につきましては、竹内和雄氏を選任していただきました。

任期につきましては、令和2年10月20日から令和4年3月31日でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第38号「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会委員の委嘱及び任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、13ページでございます。

報告第39号「懲戒処分に関する内申について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方、及び傍聴の方は一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退席)

(関係者以外入室)

○高須教育長

ただ今意見がまとまりましたので、報告第39号「懲戒処分に関する内申について」を報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

14ページでございます。

議案第32号「寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第32号、寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市いじめ問題対策委員会委員として委嘱をいたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱を行うためでございます。

15ページを御覧ください。

委員につきましては、第1号の弁護士といたしまして峯本耕治氏、第2号の精神科医といたしまして木下健司氏、第3号の学識経験を有する者といたしまして立命館大学の野田正人氏、第4号の心理又は福祉の専門家といたしまして社会福祉士の佐々木千里氏と、学校心理士の竹内和雄氏、第5号の教育委員会が必要と認める者として保護司の小野隆氏、以上6名いずれも継続でございます。

任期につきましては、令和2年11月25日から令和4年11月24日でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

この委員の委嘱については、特に異議はありません。いじめに関連して質問を2点ほどさせていただきたいと思います。

まず1点目は、いじめをなくそうということで、監察課が設けられています。監察課との連携状況を教えていただきたいと思います。

2点目は、文部科学省から2019年度のいじめの認知件数について、小中高などの認知件数が過去最多の61万件というような発表がありました。本市は前年度と比較して増減がなかったように理解していますが、今年の状態を分かる範囲でいいのでお答えください。コロナ絡みで何かいじめにつながるようなことはなかったのかということも含めて今年の状態を教えていただければと思います。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

まず監察課との連携でございますが、学校の方がいじめを認知いたしました際には教育指導課に報告があがってまいります。その内容につきまして監察課に報告をさせていただくなど、日頃から連携を図っております。

いじめの認知件数についてですが、昨年度につきましては一昨年度と比較しますと件数としては、全く同じ認知件数でした。今年度、学校再開後の状況ですが、特段件数が劇的に増えているということもございませんし、報告の内容を見ておりましたが、コロナウイルスに関連したいじめの内容での報告はございません。学校では、監察課からの啓発のチラシや、定期的なアンケート、教育相談も実施しておりますので、認知しました際には速やかに対応できるような体制を日ごろから構築しております。

以上でございます。

○高須教育長

はい、真野委員。

○真野委員

ありがとうございます。監察課の連携ということにつきましては、やはりいじめをなくすという大きな課題に向けて、どちらも重要な組織体制であると思いますので、情報交換、情報共有を進めながら、密な連携を構築していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、今年度の状況ですけれども、やはり私はコロナに関連して、例えばSNS上であったりとか、ネット上で誹謗中傷したり、差別に関わるような案件が見られており、社会がそのような状況となっていることが残念で、質問させていただきました。

引き続き、学校でそういうことが起こらないように、コロナ感染に対する正しい知識を身に付けること、ガイドラインを守ること、いつ感染してもおかしくないから他人事ではないというような指導を徹底してお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○高須教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田教育長職務代理人。

○藤田教育長職務代理人

今、説明していただいた中で、学校で事案が発生した場合は教育指導課に連絡して、教育指導課から監察課へという流れの御説明ありましたが、保護者から直接監察課へという事案もありますよね。そういう場合は逆ルートにして連携を図られているという解釈でよろしいでしょうか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

監察課からもチラシを配布しておりますので、それをもとに監察課に直接連絡が入るケースもございます。そのように連絡が入りましたら監察課が学校への聞き取り等を行うとともに、教育指導課へ情報提供がありますので、密に連携し情報共有を図っているところでございます。

○高須教育長

はい、藤田教育長職務代理者。

○藤田教育長職務代理者

分かりました。よろしく申し上げます。

○高須教育長

ほかに御意見、御質問ございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第32号「寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、16ページでございます。

議案第33号「寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者の決定について」を議題といたします。

はい、倉崎次長。

○倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長

ただ今御上程をいただきました議案第33号、寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者の決定について、寝屋川市立地域交流センターの指定管理者候補者を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、株式会社アステムを寝屋川市立地域交流センターの指定管理者候補者として決定するためでございます。

17ページを御覧ください。

寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員長の高昌師氏から教育長に提出されました選定委員会における指定管理者選定結果について、御説明をさせていただきます。

1、指定管理者候補者として選定した団体は、株式会社アステムでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

2、応募状況につきましては、説明会への参加は7団体。申請書の提出は3団体でございました。

3、指定管理者選定委員会につきましては、令和2年8月18日に設置し、選定委員会の構成につきましては、教育委員会7月定例会において、御承認をいただきました

5人の委員構成でございます。(2)選定委員会の開催経過につきましては、委員会を8月に1回、9月に2回の計3回、開催いたしまして、第1次審査として書類審査、第2次審査として、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施いたしました。次ページをお開きください。

(3)審査基準及び審査結果につきましては、第1次審査といたしまして、提出された申請書類について(ア)のアルファベットaからkまでの11項目を審査項目として設定いたしました。

配点につきましては、aからkまでの11項目で合計130点満点とし、5人の委員の平均点を団体の得点といたしました。

なお、項目l、mにつきましては、平成29年7月に改定の「指定管理制度の導入及び運用指針」に基づくものでございまして、項目lにおいて、団体の活動拠点が市内にある場合には、総得点130点の5%である6.5点を配点し、項目mにおいては選定委員会が承認した現指定管理者の管理運営実績に関する評価の結果に基づき、総得点の10%である13点を配点することといたしました。

合格最低点を78点とし、さらに項目ごとの合格最低点を設定し、審査を行いました。その結果、(ウ)の審査結果の表のとおりになったものでございます。

申請のありました3団体とも合格最低点の78点以上の得点だったため全てを合格とし、第2次審査を実施いたしました。20ページを御覧ください。第2次審査は、プレゼンテーション審査として、指定管理者としての抱負、5年間のビジョンなど5項目について審査した後、引き続きヒアリング審査を実施いたしました。

(イ)配点及び合格最低点ですが、プレゼンテーション審査は各項目10点満点が5項目で50点。ヒアリング審査は50点、合計100点満点とし、合格最低点を60点といたしました。(ウ)の審査結果の表のとおり、株式会社アステムが最高点となったため、指定管理者候補者に選定したものでございます。

委員の講評につきましては、(5)に記載させていただいております。以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第33号「寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者の決定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会10月定例会を終了させていただきます。